

行政文書非公開決定通知書

3 観名保第 24 号
令和 3年 4月 30日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3年 4月 21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城の件で、赤羽一郎氏が、河村市長と面談した際の記録 (2021年 2月 22日~4月 20日分)、面談に至る経緯がわかるもの
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

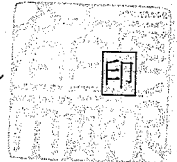
行政文書公開決定等期間延長通知書

3 観名保第23号
令和3年4月30日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年4月21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城の件で、赤羽一郎氏が、佐治名古屋城総合事務所長あてに送付したメール (2021年1月~2月分)
名古屋市情報公開条例第11条第1項の規定による決定期間	令和3年4月21日 から 令和3年5月6日 まで
延長する期間	令和3年5月7日 から 令和3年6月4日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第11条1項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488